

総・総・文 海録

国税庁行政文書管理規則 第15条第6項第二号該当	
保存年限等 (保存期間)	個 2024年6月末 (1年未満)

メール送信文書  
事務連絡  
令和6年2月9日

各税務署  
総務課長 殿

総務部総務課  
課長補佐(文書担当) (認印省略)

### 令和5年分確定申告期の閉庁日対応実施日等における收受日付等について

標題のことについては、下記のとおり適切に対応願います。

また、收受日付印の取扱いについて、局ポータルサイト「お知らせ」に総務課情報No.3「收受日付印の取扱いにご注意ください！」を掲載しましたので、内容を確認の上、不適切事例の発生がないよう職員に周知願います。

#### 記

##### 1 閉庁日対応実施日における收受日付

閉庁日対応実施日に署の窓口（署外会場及び合同会場を含む。）に提出された申告書等には、閉庁日対応実施日である令和6年2月25日（日）の收受日付印を押なつする。

##### 2 時間外文書收受箱に投かんされた申告書等に係る收受日付

閉庁日対応実施日の勤務時間開始時に、時間外文書收受箱から取り出した申告書等の收受日付は、次のとおりとする。

なお、本取扱いについては、特段納税者等に対する周知は行わないこととするが、納税者等から申告書等に係る收受日付に関する個別の問合せがあった場合には回答して差し支えない。

また、署外会場又は合同会場で閉庁日対応を行う署においては、閉庁日対応実施日の勤務時間開始時に、署に設置されている時間外文書收受箱の確認を行わないこととして差し支えないが、その場合、令和6年2月26日（月）の勤務時間開始時に、時間外文書收受箱から取り出した申告書等の收受日付は、令和6年2月22日（木）として取り扱うことに留意する。

(1) 閉庁日対応実施日の確認時点までに投かんされていたもの

令和6年2月22日（木）

(2) 上記(1)の確認時点から閉庁日対応実施日の翌日の確認時点までに投かんされていたもの

令和6年2月25日（日）

（注） 時間外文書収受箱に投かんされた申告書等に係る提出日の取扱いについては、郵送の場合のような国税通則法上の明文の定めがなく、また、窓口収受のように正確に提出日時を把握することができないことから、当局が知り得る事実関係の範囲内で納税者に最も有利な取扱いを行っているものである。

（参考） 閉庁日対応実施日における具体的な収受日付について

1 窓口収受時の収受日付

閉庁日対応実施日	収受日付印の日付
令和6年2月25日（日）	6. 2. 25

2 時間外文書収受箱に投かんされた申告書等に係る収受日付

(1) 署庁舎内で閉庁日対応を行う署

時間外文書収受箱の確認日	提出日の取扱い	収受日付印の日付
令和6年2月25日（日）	令和6年2月22日（木）	6. 2. 22
令和6年2月26日（月）	令和6年2月25日（日）	6. 2. 25

(2) 署外会場又は合同会場で閉庁日対応を行う署

時間外文書収受箱の確認日	提出日の取扱い	収受日付印の日付
令和6年2月26日（月）	令和6年2月22日（木）	6. 2. 22

※閉庁日対応実施日に時間外文書収受箱の確認を行う場合は、上記(1)のとおり。

(3) 閉庁日対応を行わない署

時間外文書収受箱の確認日	提出日の取扱い	収受日付印の日付
令和6年2月26日（月）	令和6年2月22日（木）	6. 2. 22